

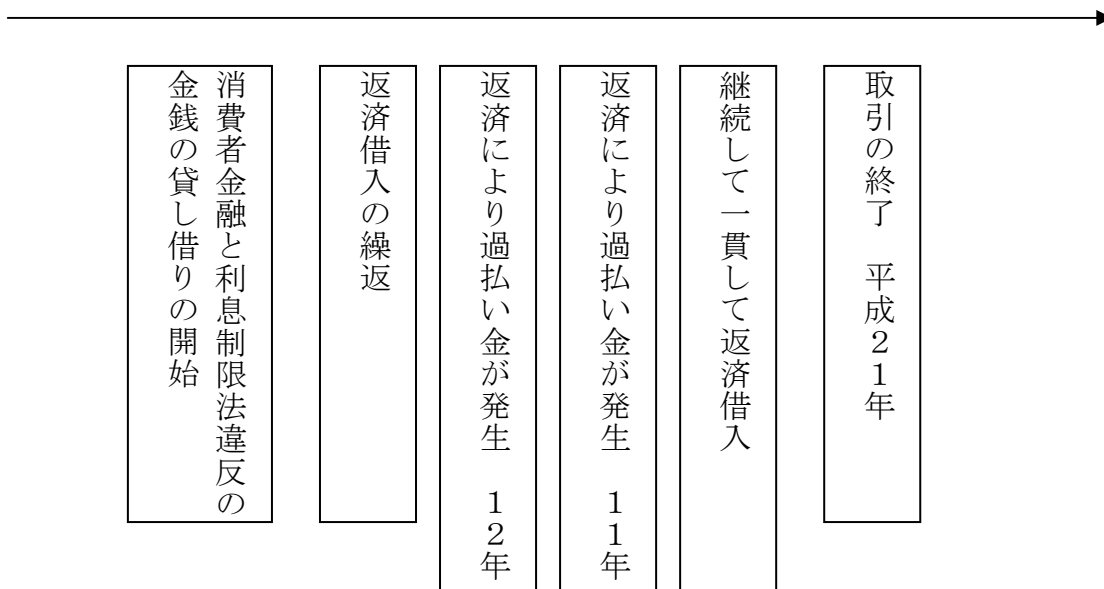
過払い金の返還請求権と消滅時効の起算点
平成 21 年 1 月 22 日最高裁判所第一小法廷



この判決は、過払い金の返還請求権の重要な争点について判決をしました。

争点となっていた論点

過払い金の返還請求権の消滅時効は、最高裁判例では10年とされています。今回の判決はこの10年の起算点について判断しました。



2つの考え方



第1の考え方 個別進行説

過払い金の発生都度消滅時効の進行が始まる
→上記12年、11年前の過払い金の消滅時効の援用可能

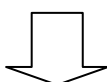
第2の考え方 取引終了時行説

取引が終了するまでは過払い金返還請求権の消滅時効は進行しない→上記12年、11年前の過払い金返還請求の消滅時効の援用はできない

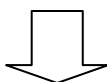
本件最高裁判決の内容



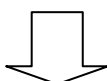
(金銭の貸し借りに関する 筆者挿入) 新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）を行使することは通常想定されていないものというべきである。



したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。



借主は、基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点において存在する過払金の返還を請求することができるが、それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは、借主に対し、過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなるから、そのように解することはできない。



したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。

上記のとおり最高裁は、本件において第2の考え方 取引終了時行説を採用した。しかし、「過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である」とう文言もあるので返還請求に関する時効については実務上まだまだ争われる事例が多いと思われる。大部分は、裁判に持ち込まれるだろう。

「過払金」

消費者金融などの貸金業者からお金を借りて返済する場合において、利息、手数料、保証料、割引料などの名目で元金と共に返済した金額が、法律の枠を超えて支払われたお金のことをいいます。この場合の法律とは、[「利息制限法」](#)を指し、利息制限法で定められる法定利率に基づいて、本来支払うべき元本と利息を再計算して出された結果、払いすぎてしまった過剰な支払金を「過払金」といいます。過払金が判明した場合、借主は貸金業者に対して「払いすぎたお金を返して欲しい」と請求することができ、法律上『過払金返還請求権』が借主に認められています。

作成者 司法書士 藤村和也
平成21年2月2日